



1. 市税の窓口

- 所得証明などの税務証明は、最寄りの市税事務所、区役所・支所の税務窓口で取得できます。
- 市税の課税および納税については市税事務所にお問い合わせください。
- 市税事務所では、毎月原則1回日曜日に、税務に係る窓口業務を行っています。
実施日および実施時間は、区役所・支所の日曜窓口と同じですので名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。



お問い合わせの内容		お問い合わせ先
市税の課税について	個人の市民税に関すること	お住まいの区(1月1日現在)を担当する市税事務所(市民税課)
	法人の市民税に関すること	栄市税事務所(法人課税課法人市民税担当)
	固定資産税・都市計画税に関すること	資産(土地・家屋・償却資産)の所在する区を担当する市税事務所(固定資産税課土地担当・家屋担当・償却資産担当)
	軽自動車税(種別割)に関すること	金山市税事務所(徴収課軽自動車税担当)
	事業所税に関すること	栄市税事務所(法人課税課事業所税担当)
市税の納税について	納税相談に関すること	お住まいの区を担当する市税事務所(徴収課納税担当) ※軽自動車税(種別割)については金山市税事務所(徴収課軽自動車税担当)
	口座振替に関すること	市税収納事務センター
	還付に関すること	
個人の市民税(特別徴収)の手続きに関すること		個人市民税特別徴収センター
税務証明に関すること		最寄りの市税事務所(管理課)

★市税事務所の所在地および担当区域

名称	所在地	担当区域
栄市税事務所	東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)	千種区・東区・北区・中区・守山区・名東区
本陣市税事務所	中村区松原町1丁目23番地の1 (中村区役所等複合庁舎4階)	西区・中村区・中川区・港区
金山市税事務所	中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)	昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・天白区



市税事務所の電話番号などはこの二次元コードから名古屋市公式ウェブサイトにもアクセスできます。

※市税に関することは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。
税に関する各種様式は、上記ウェブサイトからダウンロードできます。
トップページ>暮らしの情報>税金(暮らしの情報)4 申請・申告>1.市税の申請・申告用各種様式



他の市区町村から 転入した場合の市民税は…?

A 個人の市民税・県民税は、毎年1月1日現在の住所地の市区町村で、前年中の所得に対して課税されます。したがって、年の途中で他の市区町村から転入した方のその年度分の市民税・県民税は1月1日現在の住所地の市区町村へ納付していただくことになります。

翌年度分からは名古屋市中で課税されますので、市民税・県民税の申告書を、毎年3月15日までに、お住まいの区を担当する市税事務所に提出してください。

なお、次の方などについては、提出の必要はありません。

- 前年中に所得のない方
- 給与所得のみの方で、勤務先で年末調整を受けた方
- 公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金、恩給など)の所得のみの方
- 所得税の確定申告書を提出した方
- 市民税・県民税の税額は
市民税・県民税の税額は、所得にかかわらず一定の額を負担していただく「均等割」と所得に応じて負担していただく「所得割」との合計額です。また、あわせて森林環境税(国税)を納付していただきます。

お問い合わせ 市税事務所(市民税課)

**家や土地を買った場合の
固定資産税は…?**

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。また、名古屋市ではほとんどの地域（市街化区域）に所在する土地・家屋について、固定資産税とあわせて都市計画税が課税されます。なお、一定の新築住宅や住宅用地に対して軽減措置の適用がありますので、詳しくは**資産が所在する区を担当する市税事務所**にお問い合わせください。

このほか、土地や家屋を取得すると県税として不動産取得税が課税されます。また、所得税では住宅借入金等特別控除が受けられる場合がありますので、それぞれ最寄りの県税事務所または税務署にお問い合わせください。

お問い合わせ 市税事務所（固定資産税課）

**他の市区町村から転入した場合
の軽自動車税（種別割）の申告方法は…?**

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在に、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車及び軽自動車を所有している方に、定置場所在の市区町村で課税されます。

申告書の提出先は、車種によって異なります。

詳細については、次の二次元コードから名古屋市公式ウェブサイトアクセスできます。

原動機付自転車・
小型特殊自動車に
関する申告手続き



二輪の小型自動車・軽自動車に
関する手続き



お問い合わせ

金山市税事務所徴収課軽自動車税担当（☎324-9803）

**市税の証明は…?**

市税の納税証明などが必要な方は、運転免許証など顔写真付きの本人確認書類をお持ちになって最寄りの**市税事務所・区役所・支所の税務窓口**へお越しください。なお、転入した年の市民税・県民税等の納税証明や所得証明は名古屋市では発行できませんので、1月1日現在の住所地の市区町村へ申請してください。

・証明を請求できる方

- ①納税義務者ご本人（相続人、納税管理人などを含みます。）
 - ②納税義務者ご本人の委任状をお持ちの方
 - ③住民票上同一世帯である配偶者または親族で納税義務者ご本人から依頼があったと認められる方
 - ④借地人・借家人（固定資産の評価証明に限りです。）
- ※借地人・借家人については、本人確認書類のほかに賃貸借契約書をお持ちください。

・証明の種類・申請先・手数料

証明の種類	申請先	手数料
納税証明	最寄りの市税事務所・区役所・支所の税務窓口	1件 300円
所得証明		
固定資産の評価証明		
住宅用家屋証明	最寄りの市税事務所	1件 1,300円

※中古住宅の住宅用家屋証明に限って、名東区役所の税務窓口でも発行しています。

お問い合わせ 市税事務所（管理課）

**市税を納めるには…?**

市税は、次の方法で納めることができます。
（詳しくは、納税通知書（納付書）をご覧ください。）

・金融機関等の窓口

- ①名古屋市指定金融機関および収納代理金融機関
 - ②名古屋市指定コンビニエンスストア等（バーコードが印字されている納付書に限りです。）
 - ③市税事務所、区役所・支所、市役所
 - ④全国の地方税統一QRコード対応金融機関
- ※「QRコード」は（株）デンソーウェーブの登録商標です。

・口座振替・自動払込み

対象税目 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税

- お申し込み方法**
- ①パソコンやスマートフォンからWeb口座振替受付サービスを利用してお申込み（個人名義の口座に限りです。）
※名古屋市公式ウェブサイトからアクセスできます。
 - ②あなたの預貯金口座のある取扱金融機関の窓口からお申込み

Web口座振替受付サービスへはこちら
からアクセスでき
ます。



- 必要なもの**
- ①市税の納税通知書または領収書
 - ②預貯金口座の口座番号などがわかるもの
 - ③預貯金口座の届出印（※インターネットでのお申込みでは不要です。）

お問い合わせ 市税収納事務センター（☎957-6931）

・その他の納付方法

パソコンやスマートフォンを利用し、クレジットカードやインターネットバンキング、スマートフォン決済アプリで納めることができます。

お問い合わせ 財政局税務部収納対策課（☎972-2354）

・市税の納期

納期月	市税
4月	●固定資産税・都市計画税（第1期）
5月	●軽自動車税（種別割）
6月	●個人の市民税・県民税・森林環境税（第1期）
7月	●固定資産税・都市計画税（第2期）
8月	●個人の市民税・県民税・森林環境税（第2期）
9月	
10月	●個人の市民税・県民税・森林環境税（第3期）
11月	
12月	●固定資産税・都市計画税（第3期）
1月	●個人の市民税・県民税・森林環境税（第4期）
2月	●固定資産税・都市計画税（第4期）
3月	●事業所得税（個人）（15日まで）
毎月	●個人の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収） ●市たばこ税
随時	●法人の市民税 ●事業所得税（法人） ●軽自動車税（環境性能割）

※納期限が土曜日・日曜日・祝日などの休日にあたる場合は、その翌日となります。

